

木更津市地域防災計画令和2年度改訂概要

資料D

改訂項目		具体的改訂内容
(1) 災害対策本部の機能強化	◆情報収集・発信体制の強化	甚大な被害が予想される場合、被害調査班を災害対策本部の直轄とし、被害の大きな地域に集中的に投入する等の情報収集体制を強化
	◆避難所運営機能の強化	災害対策本部に避難所運営支援班を新たに設け、感染症対策等、避難所ごとのきめ細やかな支援体制を構築
	◆災害対策本部設備等の強化	停電対策等市庁舎の継続的な機能強化及び情報共有システム「災害ネット」の新たな投入による情報収集・発信体制の強化
	◆職員の応援及び受援体制の強化	応援職員派遣班を新設、庁内及び他自治体との応援職員派遣の体制強化
	◆災害対策本部運営訓練の充実	年間を通じて実地的な災害対策本部運営訓練を行い、市職員の能力向上及び関係機関との連携能力の向上
(2) 避難所の開設・運営体制の強化	◆避難所開設班の新設による避難所の迅速な開設・運営	市内52カ所の指定避難所毎に避難所開設班を新設、初動体制を明確化
	◆感染症対策	新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ避難所の運営項目に感染症対策としてマスク、消毒液の備蓄・管理、検温・消毒スペースの確保等を追加
(3) 長期停電・通信障害への対応強化	◆事業者との連携による停電及び通信障害の被害状況の早期把握	被災状況の早期把握及び被災者への早期の情報提供のための連絡調整員の派遣の派遣を追加
	◆被災者への情報提供の体制整備	
	◆重要施設への電源車等非常用電源確保の推進、早期回復	市と東電との協力による樹木の事前伐採、風倒木や倒壊電柱等の迅速な除去及び停電復旧までの電源車の重要施設への円滑な配備を追加
(4) その他	◆ヘリコプター要請による情報収集及び緊急空輸の体制の充実	ヘリコプターの要請内容として、情報収集や緊急患者空輸の具体的項目を追加
	◆海上輸送体制の充実	海上輸送に関しては、自衛隊、海上保安庁、民間船舶への要請等について記述を追加し、体制を強化

改訂項目	具体的改訂内容
法改正、国・県の指定等に伴う改定	(1) 災害対策基本法による修正 ① 警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」へ ② 警戒レベル4「避難指示・避難勧告」を「避難指示」に統一 ③ 警戒レベル5「災害発生」から「緊急安全確保」へ
	(2) 災害リスク区域内要配慮者利用施設の指定 水防法・土砂法に基づき、洪水・高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設を指定するもの。現在39施設掲載済。新たに182施設指定予定。 千葉県から各施設（県内社会福祉施設・医療施設・学校）に対し、指定に関する文書を送付済。
	(3) 土砂災害警戒区域の追加 千葉県が住民へ説明会を実施し、令和3年3月19日に指定されたことから、265か所を追加。
	(4) り災証明に関する記載の修正 災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改訂を踏まえた見直し ① 「中規模半壊」の追加 ② 「一部損壊」が「準半壊」と「準半壊に至らない（一部損壊）」に細分化